

平成 28 年 9 月 8 日 (改)

各位

通達：モトクロス技術規則の改訂について (改版)

本年 7 月 21 日に開催された「平成 28 年度第 1 回モトクロス委員会」においてモトクロス技術規則の改訂が提案され、「平成 28 年度第 4 回技術委員会」にて、下記の通り承認されました。

① 「付則 18 国内モトクロスの仕様 7-1-2 ブレーキ (254 ページ)」に、以下の通り改訂、追記する。

改訂

7-1-2-1 ブレーキディスク

ブレーキディスクの変更は許可される。(公認車両に装備されたものとの形状変更、大きさの変更も可能)
ただし、ディスクの取付位置および材質は公認車両と同一でなければならない。

追記

7-1-2-5 ブレーキキャリア

ブレーキキャリア本体の改造及び変更は認められない。ピンスライドタイプのキャリアブラケットに限り変更が許可される。ただし、ブラケットの取り付け位置及び材質は公認車両と同一とする。

② 「18-2 50 ccクラスの仕様について 4-4 ハンドルグリップ (261 ページ)」に、以下を追記する。

4-4-3 ハンドルバーのクロスバー上には保護パッドを取り付けなければならない。

クロスバーがないハンドルバーの場合、ハンドルバーの中央にハンドルバークランプを広くカバーするパッドを取り付けなければならない。

③ 「18-2 50 ccクラスの仕様について (261 ページ)」に、以下を追記する。

4-15 ホイール

フロント及びリアホイールは、スポークとニップルに限り変更できる。ただし、リム及びハブは公認車両のものを改造なしで使用しなければならない。スポークとニップルを変更する場合、スポーク及びニップル取り付け方法と材質は公認車両と同じでなければならない。

④ 「付則 17 モトクロス基本仕様 3-14-9 (248 ページ) 他」

2017 全日本レディースクラスのゼッケンカラー … 白地/黒文字

※適用期間について、①～③は即日適用とし、④は 2017 年 1 月 1 日より改訂とする。

以上

MFJ 技術委員会 / MFJ モトクロス委員会